

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 局 情 報 文 書 課
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 八 番 一 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○宮城県認証食品認証要綱を廃止する告示

○県営土地改良事業計画の縦覧

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

○道路の区域変更

○土地改良区役員就任及び退任の届出

○開発行為に関する工事の完了

(食産業振興課)

(農村振興課)

(農村整備課)

(道路課)

(東部地方振興事務所)

(建築宅地課)

ページ

告 示

○宮城県告示第五百七十八号

宮城県認証食品認証要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和三年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県認証食品認証要綱を廃止する告示

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年七月十三日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の宮城県認証食品認証要綱(以下「旧要綱」という。)第六条第一項の規定により認証を受けた食品(以下「認証食品」という。)のうち、令和三年三月三十一日において有効である認証

食品については、旧要綱第七条の規定にかかわらず、その認証の有効期間は、令和六年三月三十一日までとする。令和三年四月一日以降に新たに認証を受けた認証食品についても、同様とする。

3 この告示の施行の際現に認証を受けている認証食品については、旧要綱第八条の二から第十七条までの規定は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

○宮城県告示第五百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営大森地区土地改良事業(区画整理事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年七月十三日から令和三年八月十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

○宮城県告示第五百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業気仙沼地区最知工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年七月十四日から令和三年八月十六日まで
縦覧場所

気仙沼市役所

○宮城県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年七月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
牡鹿郡女川町御前浜御前無番地先から 同郡同町御前浜御前無番地先まで		前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		八・五	八・五	二二七・七	二二七・七	一九九・三	二二七・七	

○宮城県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、河南矢本土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年七月十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一 裕

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
-------	----	----	-----

令和三年六月二十八日	今井 竜太郎	石巻市鹿又字八幡前四十四番地	理事
令和三年六月二十八日	遠藤 章一	石巻市鹿又字南待井二十七番地四	理事
令和三年六月二十八日	高橋 永悦	石巻市和測字笈入二十三番地	理事
令和三年六月二十八日	門間 一男	石巻市前谷地字八工区北五十六番地	理事
令和三年六月二十八日	西山 輝夫	石巻市前谷地字山根二十番地	理事
令和三年六月二十八日	加藤 勇一	石巻市須江字瓦山前五十五番地	理事
令和三年六月二十八日	石垣 芳温	石巻市広測字荒神前二十七番地	理事
令和三年六月二十八日	石垣 辰也	石巻市広測字窪田三十九番地	理事
令和三年六月二十八日	渋谷 和夫	石巻市北村字十工区二十番地	理事
令和三年六月二十八日	鈴木 仁逸	東松島市小松字里前十六番地	理事
令和三年六月二十八日	菅井 賢治	東松島市小松字下二間堀百九十九番地	理事
令和三年六月二十八日	佐藤 静男	東松島市大塩字平田原百一番地	理事
令和三年六月二十八日	土井 寛治	東松島市大曲字寺沼百五十番地一	理事
令和三年六月二十八日	渡邊 登	東松島市赤井字本谷八番地一	理事
令和三年六月二十八日	西村 昌晴	東松島市赤井字館前二百二十九番地	理事
令和三年六月二十八日	黒田 敏	石巻市門脇字二番谷地十三番地百四十一	理事
令和三年六月二十八日	佐野 謙哉	遠田郡涌谷町字市道川前十二番地	理事
令和三年六月二十八日	三浦 近	石巻市前谷地字樋口百九十三番地	監事
令和三年六月二十八日	豊島 栄一	東松島市小松字上前柳一番地一	監事
令和三年六月二十八日	岩倉 憲雄	石巻市和測字坂下三十五番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和三年六月二十七日	今井 竜太郎	石巻市鹿又字八幡前四十四番地	理事
令和三年六月二十七日	笹野 恵一郎	石巻市鹿又字梅木屋敷百四十一番地	理事
令和三年六月二十七日	高橋 永悦	石巻市和測字笈入二十三番地	理事
令和三年六月二十七日	門間 一男	石巻市前谷地字八工区北五十六番地	理事
令和三年六月二十七日	西山 輝夫	石巻市前谷地字山根二十番地	理事
令和三年六月二十七日	大森 康隆	石巻市須江字糠塚前二十四番地	理事
令和三年六月二十七日	石垣 芳温	石巻市広測字荒神前二十七番地	理事
令和三年六月二十七日	石垣 辰也	石巻市広測字窪田三十九番地	理事
令和三年六月二十七日	渋谷 和夫	石巻市北村字十工区二十番地	理事
令和三年六月二十七日	鈴木 仁逸	東松島市小松字里前十六番地	理事
令和三年六月二十七日	菅井 賢治	東松島市小松字下二間堀百九十九番地	理事
令和三年六月二十七日	佐藤 静男	東松島市大塩字平田原百一番地	理事
令和三年六月二十七日	土井 寛治	東松島市大曲字寺沼百五十番地一	理事
令和三年六月二十七日	渡邊 登	東松島市赤井字本谷八番地一	理事
令和三年六月二十七日	西村 昌晴	一 東松島市赤井字館前二百二十九番地	理事
令和三年六月二十七日	黒田 敏	十一 石巻市門脇字二番谷地十三番地百四	理事
令和三年六月二十七日	澤田 静一	石巻市前谷地字天王山五十八番地	理事
令和三年六月二十七日	三浦 近	石巻市前谷地字樋口百九十三番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月十三日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 栗原市築館留場雇田百五番一、百六番一、中川原百八十四番一
 大崎市古川旭二丁目三番八号
 株式会社北都開発

令和三年六月二十七日	豊 島 栄 一	東松島市小松字上前柳一番地一	監 事
令和三年六月二十七日	遠 藤 章 一	石巻市鹿又字南待井二十七番地四	監 事